

株 主 各 位

第 11 回 定 時 株 主 総 会 の 招 集 ご 通 知 に 際 し て の
イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 情 報

2 0 1 5 年 6 月 8 日

C Y B E R D Y N E 株 式 会 社

目 次

事業報告

- 「3. 新株予約権等に関する事項(3)
その他新株予約権等に関する重要な事項」・・・3頁

連結注記表・・・・・・・・6頁

個別注記表・・・・・・・・10頁

上記事項は、法令及び当社定款第22条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.cyberdyne.jp/company/IR.html>) に掲載することにより株主の皆様へ提供したものとみなされる情報です。

事業報告

3. 新株予約権等に関する事項

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権^{※1}

発行決議の日	平成26年11月26日
新株予約権の数	2,000個 ^{※2}
目的となる株式の種類及び数	普通株式（単元株式数は100株）、 5,277,044株 ^{※4}
新株予約権の行使時の払込金額	10,000千円 ^{※3※5}
行使期間	平成26年12月26日から平成29年11月28日まで（行使請求受付場所現地時間） ^{※6}
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,790円 ^{※5} 1株当たり資本組入額 1,895円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたもので社債からの分離譲渡はできない
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際し、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	※7
新株予約権付社債の残高	19,883,974千円

※1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債であります。

※2 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を※3の転換価額で除した数とする。但し、新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算は行わない。また、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

※3 平成27年12月11日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の30連続取引日（以下に定義する。）の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成27年12月21日（以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に※5に従って行われる調整に服する。）に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に※5に従って行われる調整に服する。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

※4 ※5により転換価額が調整される場合には、社債の額面金額の総額を調整後転換価額で除した数に調整されるものとする。

※5 新株予約権1個の行使に際し、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額（以下「転換価額」という。）は、当初、3,790円とする。

当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ※6 (1) 当社の選択による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、スクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、当社の選択による繰上償還のうち税制変更等による繰上償還において、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(2) 本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が償却される時まで、又は(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、平成29年11月28日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- ※7 組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項は以下の通りとする。

(1) 組織再編事由が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を継承させ、かつ、本新株予約権に変わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ (iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体からみて不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び、又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)に定める承継会社等の新株予約権は下記のとおりとする。

- ① 新株予約権の数
当該組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債と同様の調整に服する。
 - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。
 - (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は継承させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

※8 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、※5に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正基準
平成27年12月11日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の30連続取引日（以下に定義する。）の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回るには、転換価額は平成27年12月21日（以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日は含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に※5に従って行われる調整に服する。）に修正される。

(3) 転換価額の修正頻度
1回（平成27年12月21日に修正されることがある。）

(4) 転換価額の下限等
上記(2)に従い修正される転換価額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額（但し、決定日から（当日は含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に※5に従って行われる調整に服する。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当該事項はありません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当該事項はありません。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

鈴鹿ロボケアセンター株式会社、湘南ロボケアセンター株式会社、大分ロボケアセンター株式会社、Cyberdyne Care Robotics GmbH

(2) 主要な非連結子会社等の名称等

主要な非連結子会社の名称

新潟ロボケアセンター株式会社、Cyberdyne EU B.V.、CYBERDYNE DENMARK ApS、Cyberdyne Sweden AB、CYBERDYNE (Europe) GmbH

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……………個別法による原価法

原材料、商品……………移動平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

なお、収益性の低下したたな卸資産については、簿価を切下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）、賃貸用資産、及び工具、器具及び備品の一部については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物…………… 3年～20年

機械及び装置…………… 7年

車両運搬具…………… 2年～6年

工具、器具及び備品…………… 2年～20年

賃貸用資産…………… 5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

ソフトウェア…………… 3年～5年

特許権…………… 8年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し

ております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 1,695,014千円
上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額

機械及び装置 144,555千円
工具、器具及び備品 105,229千円
ソフトウェア 11,332千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は、次の通りであります。

当座貸越極度額 900,000千円
借入実行残高 一千円
差引額 900,000千円

4. エスクロー契約

転換社債型新株予約権付社債に係る受託会社である DB Trustees (Hong Kong) Limited及びエスクローエージェントであるドイツ銀行東京支店との間で締結したエスクロー契約に基づき、転換社債型新株予約権付社債の額面総額200億円は、払込みと同時にエスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管され、以下の条件を満たした場合に限り、引き出しが可能となります。

すなわち、当社の主力製品であるロボットスーツHAL®医療用について、(i) 米国食品医薬品局(FDA:Food and Drug Administration)による医療機器承認を取得した場合、又は、(ii) 日本国内における厚生労働大臣による薬事法に基づく医療機器製造販売承認を取得した場合に、引き出すことが可能となります。なお、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、上記条件を充足していない場合でも、当該転換社債型新株予約権付社債の額面に相当する金額について当社は引き出すことが可能となります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数	増加	減少	当連結会計年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	10,853,400	51,934,600	—	62,788,000
B種類株式	7,770,000	31,080,000	—	38,850,000
合計	18,623,400	83,014,600	—	101,638,000

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増加理由は下記の通りです。

オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当
による新株発行による増加 304,200株
海外市場における募集による新株発行による増加 7,000,000株
株式分割による増加 44,630,400株

B種類株式の発行済株式の増加理由は下記の通りです。

株式分割による増加 31,080,000株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,277,044株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関等からの借入及び社債発行により行っております。デリバティブ取引については投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、満期保有目的の債券、金銭の信託であり、発行体の信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29,722,189	29,722,189	—
(2) 売掛金	207,622	207,622	—
(3) 有価証券	12,499,668	12,499,668	—
(4) 未収入金	549,893	549,893	—
資産計	42,979,373	42,979,373	—
(1) 買掛金	92,195	92,195	—
(2) 未払法人税等	69,899	69,899	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	19,883,974	19,875,755	△8,219
負債計	20,046,069	20,037,849	△8,219

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券、(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	9,302
関係会社出資金	2,957
投資有価証券	314,850

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
(1) 現金及び預金	29,722,189	—	—	—
(2) 売掛金	207,622	—	—	—
(3) 未収入金	549,893	—	—	—
(4) 有価証券	12,499,668	—	—	—
合計	42,979,373	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 268円05銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。

純資産の部の合計額	27,777,298千円
純資産の部の合計額から控除する金額	533,163千円
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 期末の純資産額	27,244,134千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式及び普通株式と同等の株式の数	101,638,000株

2. 1株当たり当期純損失 9円48銭

(注1) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次の通りであります。

当期純損失	915,893千円
普通株主及び普通株式と同等の株式を有する 株主に帰属しない金額の内訳	—千円
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失	915,893千円
期中平均株式数	96,655,912株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注2) 当社は、平成26年8月1日付けで普通株式1株につき5株の割合、及びB種類株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が、当連結会計年度の期首に行われた場合の1株当たり情報を記載しております。

(重要な後発事象)

当該事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
市場価格のないもの	移動平均法による原価法
関係会社株式及び関係会社出資金	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品	個別法による原価法
原材料、商品	移動平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

なお、収益性の低下したたな卸資産については、簿価を切下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く)、賃貸用資産及び工具、器具及び備品の一部については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3年～20年
構築物	10年～20年
機械及び装置	7年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年
賃貸用資産	5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

ソフトウェア	3年～5年
特許権	8年

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,693,088千円
--------	-------------

上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額

機械及び装置	144,555千円
工具、器具及び備品	105,229千円
ソフトウェア	11,332千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次の通りであります。

当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	900,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	139,471千円
短期金銭債務	11,284千円

5. エスクロー契約

転換社債型新株予約権付社債に係る受託会社である DB Trustees (Hong Kong) Limited及びエスクローエージェントであるドイツ銀行東京支店との間で締結したエスクロー契約に基づき、転換社債型新株予約権付社債の額面総額200億円は、払込みと同時にエスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管され、以下の条件を満たした場合に限り、引き出しが可能となります。

すなわち、当社の主力製品であるロボットスーツHAL®医療用について、(i) 米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による医療機器承認を取得した場合、又は、(ii) 日本国内における厚生労働大臣による薬事法に基づく医療機器製造販売承認を取得した場合に、引き出すことが可能となります。なお、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、上記条件を充足していない場合でも、当該転換社債型新株予約権付社債の額面に相当する金額について当社は引き出すことが可能となります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	84,028千円
その他の営業取引高	69,976千円
営業取引以外による取引高	12,675千円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除却費用であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 268円46銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。

純資産の部の合計額	27,815,874千円
純資産の部の合計額から控除する金額	530,529千円
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る	27,285,344千円
期末の純資産額	
期末の普通株式及び普通株式と同等の株式の数	101,638,000株

2. 1株当たり当期純損失 9円21銭

(注1) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次の通りであります。

当期純損失	890,532千円
普通株主及び普通株式と同等の株式を有する	—千円
株主に帰属しない金額の内訳	
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る	890,532千円
当期純損失	
期中平均株式数	96,655,912株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注2) 当社は、平成26年8月1日付けで普通株式1株につき5株の割合、及びB種類株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が、当事業年度の期首に行われた場合の1株当たり情報を記載しております。

(重要な後発事象)

当該事項はありません。